

平成 30 年度茨城県介護ロボット活用促進事業補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 腰補助タイプの介護ロボットモデル施設を県内で2箇所設置し、介護関係者及び県民への公開や活用事例の発表等を行うことにより、介護ロボットの普及を促進し、介護職員の身体的負担の軽減や介護職場のイメージアップを図ることにより、介護職員を確保するため、県が指定を行ったモデル施設を運営する法人が介護ロボットを導入する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費)

第 2 条 対象事業（以下「事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

交付の相手方	対象機器	対象経費
県が指定を行ったモデル施設を運営する法人	装着型の腰補助タイプの介護ロボット（1施設あたり5台）	介護ロボットの購入に要する経費及び平成30年度に発生する保守料

(交付額の算出方法)

第 3 条 交付額は、前条で定める、対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、1台あたりの補助上限額を1,054,000円とする。また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第 5 条 この補助金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、前条に定める申請の手続きに従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第 6 条 この補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第 7 条 この補助金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第 8 条 この補助金は、次に掲げる事項を条件にして交付するものとする。

- (1)事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (2)事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後

5年間保管しておかなければならない。

- (3)事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4)都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- (5)事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6)事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告（様式第5号）しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- (7)事業を行う者が(1)から(6)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

（実績報告）

第9条 事業を行う者は、この補助金による事業が完了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第10条 この補助金の交付額の確定は、補助金確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（交付金の返還）

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

（事業に関する報告等）

第12条 事業を行う者は、事業への取り組み状況について知事の要求があったときは速やかに報告するとともに、事業を通じて得た雇用管理改善方策等の知見について、広く他の介護事業者等へ紹介するよう努めることとする。

（書類の提出部数）

第13条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

付 則

この要項は、平成30年4月27日から施行する。

茨城県知事 殿

所在地
法人名
法人代表者名 印
電話番号

平成 3 0 年度茨城県介護ロボット活用促進事業の交付申請について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 申請額算出内訳表 (参考様式 1)
- (2) 歳入歳出予算・決算 (見込) 書 (参考様式 3)
- (3) 見積書又は契約書写し

3 受領方法 口座振替払い (下記のとおり)

指定銀行	銀行	支店
口座種別		
口座名義	(カタカタ)	
口座番号		

〇〇法人 〇〇会 理事長 〇〇 〇 殿

茨城県知事

平成30年度茨城県介護ロボット活用促進事業交付決定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

1 交付決定額 金〇〇〇, 〇〇〇円

2 補助（予定）額については、次のとおりであること。

(円)

対象機器	補助（予定）額

様式第3号

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
法人名
法人代表者名 印
電話番号

平成30年度茨城県介護ロボット活用促進事業の事業実績報告について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

- 1 交付精算額 金〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 添付書類
 - (1) 精算額算出内訳表 (参考様式2)
 - (2) 歳入歳出予算・決算 (見込) 書 (参考様式3)
 - (3) 契約書写し

〇〇法人 〇〇会 理事長 〇〇 〇 殿

茨城県知事

平成30年度茨城県介護ロボット活用促進事業確定通知書

このことについて、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

(円)

対象機器	補助額

茨城県知事 殿

所在地
法人名
法人代表者名 印
電話番号

平成 3 0 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた茨城県介護ロボット活用促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記の通り報告する。

1 補助金の確定額又は実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

3 添付書類

参考となる書類（上記 2 の金額の積算内訳等）